

さいがいじ ひなん しえん ひつよう みな
災害時の避難に支援を必要とされている皆さまへ



さいがい そな いま じゅんぴ
災害に備えて今できる準備をしておきませんか？

～今できること①～ ※詳細は2～4ページをご覧ください

ひなんしえんとうかんけいしゃ しえん かか かた めいぼじょうほう ていきょう どうい
避難支援等関係者(=支援に関わる方)への名簿情報の提供に同意し、
じぶん しえん ひつよう し
自分が支援を必要としていることを知ってもらいましょう！

じぶん しえん ひつよう
まずは自分が支援を必要としていることを
まわ かた し たいせつ
周りの方に知っておいてもらうことが大切です。



～今できること②～ ※詳細は4～5ページをご覧ください

おかやまし きょうりょく ねが ひなんしえんとうかんけいしゃ いっしょ
岡山市が協力をお願いしている避難支援等関係者と一緒に
こべつひなんけいかく さくせい
「個別避難計画」を作成しましょう！

かぞく しえん かか かた はな あ
ご家族や支援に関わる方と話し合いながら、
さいがいじ ひなん かんが たいせつ
災害時の避難について考えておくことが大切です。



～今できること③～ ※詳細は5～6ページをご覧ください

さいがいじ ひなん かくにん
災害時の避難のポイントを確認し、
さいがい そな みなお
災害への備えを見直してみましょう！

ぼうさい かん ちしき み つ
防災に関する知識を身に付け、
かてい そな たいせつ
ご家庭でできる備えをしておくことが大切です。



ひなん こうどう ようしえんしゃ かん じょうほう
避難行動要支援者に関する情報は、
おかやまし きき かんり しつ
岡山市危機管理室ホームページに
けいさい
掲載しております。

と あ
【お問い合わせ】

おかやまし ききかんりしつ
岡山市危機管理室

TEL : 086-803-1082 (直通)

FAX : 086-234-7066

Email : tiikibousai@city.okayama.jp

おかやまし ひなん こうどう ようしえんしゃ
岡山市 避難行動要支援者

検索

～今できること①～

ひなんしえんとうかんけいしゃ しえん かか かた めいぼじょうほう ていきょう どうい
避難支援等関係者(=支援に関わる方)への名簿情報の提供に同意し、
じぶん しえん ひつよう し
自分が支援を必要としていることを知ってもらいましょう！

■「避難行動要支援者名簿」とは

さいがいじ じりき ひなん こんなん かた ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼ さくせい
災害時に自力で避難をすることが困難な方（避難行動要支援者）の名簿を作成し、
しえん かか かた ひなんしえんとうかんけいしゃ ていきょう ひなんしえん かつよう
支援に関わる方（避難支援等関係者）に提供して、避難支援などに活用するものです。

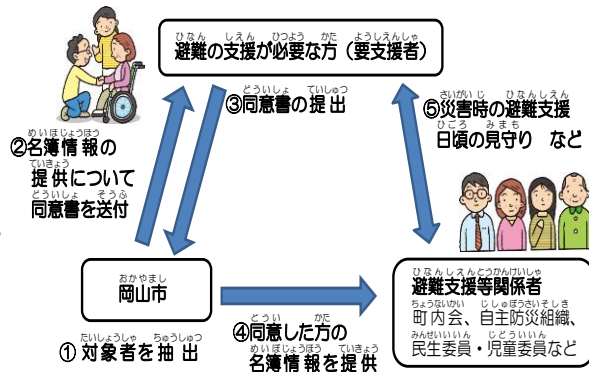
■ 名簿の対象者

たいしょうしゃ いか ようけん がいと う かた しせつにゆうしょしゃ のぞ
対象者は、以下の要件に該当する方です。（施設入所者を除く）

- ア 要介護認定3～5を受けている人
イ 身体障害者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障害者
（心臓、じん臓機能障害のみで該当する者は除く）
ウ 療育手帳Aを所持する知的障害者
エ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持する者、地域定着支援を利用している精神障害者
オ 障害福祉サービスの介護給付等を受けている難病患者
カ ア～オ以外で、避難に支援が必要な人で、名簿への掲載を申請した人
- ※「カ」の要件に基づき名簿掲載を希望する場合は、本人等から危機管理室へ名簿登録申請書を提出。

■ 名簿の作成から活用までの流れ

- ①市が保有している情報に基づき、対象者を抽出。
②市から対象者に、平常時から避難支援等関係者へ
名簿情報を提供することについて、同意書を送付。
③対象者から市へ同意書を提出。
④同意していただいた方のみを掲載した「避難行動
要支援者名簿」を作成し、避難支援等関係者に提供。
⑤災害時の安否確認などの避難支援や、平常時にも、
見守りや、個別避難計画の作成に活用。



■ 名簿に記載される情報

ほんにん しめい せいねんがつび せいべつ じゅうしょ でんわばんごう ちょうないかいめい ひなん しえん ひつよう りゆう
本人の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、町内会名、避難支援を必要とする理由など

■ 名簿情報の提供先（避難支援等関係者）

がっこう ちく あんげん あんしん れんごうちょうないかい たんいちょうないかい じしゅほうさいそしき
学区・地区安全・安心ネットワークや連合町内会、単位町内会、自主防災組織、
みんせいいいん じどういいん おかやまししょうぼうきよく おかやまけんけいさつ
民生委員・児童委員、岡山市消防局、岡山県警察 など

とい しょうほうきょうゆう おこな
問 なぜ、このような情報共有のしくみづくりを行うのですか？

ひなんしえん ひつよう かた す きんりん かた し とき
避難支援が必要な方がどこにお住まいか、近隣の方などが知らない、いざという時の
しえん ま あ だいきぼ さいがい はっせい ちよくご ぎょうせい じゅうぶんきのう
支援が間に合いません。大規模災害が発生した直後は、行政が十分機能しないことも
かんが ちいき ささ あ おこな
考えられるため、地域で支え合うしくみづくりを行うものです。

とい どうい さいがいはっせいじ かなら たす
問 同意をすれば、災害発生時に必ず助けてもらえるのですか？

さいがいはっせいじ ちいき ひなん しえん う かのうせい たか しえん かなら
災害発生時に地域などから避難の支援を受けられる可能性が高くなりますが、支援が必ず
ほしょう ちいき しえんしゃ ほうてき せきにん ぎむ
なされることを保証するものではありません。また、地域の支援者が法的な責任や義務を
お
負うものでもありません。

とい しせつ にゅうしょ ちょうきにゅういん ばあい めいぼ たいしょうしゃ
問 施設入所や長期入院をしている場合、名簿の対象者とならないのですか？

めいぼ たいしょうしゃ ざいたく かた いちじてき にゅうしょ にゅういん かた ふく
名簿の対象者は在宅の方（一時的に入所、入院している方を含む）としています。
しせつ にゅうしょ たと とくべつようごろうじん かいごいりょういん かいごりょうようがたいりょうしせつ かいごろうじん
施設への入所（例えば、特別養護老人ホーム、介護医療院、介護療養型医療施設、介護老人
ほけんしせつ ゆうりょうろうじん つ こうれいしゃ む じゅうたく
保健施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、グループホームなど）や、
ちょうきにゅういん しせつ びょういん しえん う めいぼ たいしょうしゃ
長期入院をしている方は、施設や病院での支援を受けるため名簿の対象者とはしていません。

とい どうい ばあい しょうほう ちいき ひと ていきょう
問 同意をした場合、情報が地域の人すべてに提供されるのですか？

おかやまし ちいきぼうさいけいかく さだ ひなんしえんとうかんけいしゃ ひなんしえんとう じっし ひつよう
岡山市地域防災計画に定められた避難支援等関係者にのみ、避難支援等の実施に必要な
げんど めいぼじょうほう ていきょう
限度で、名簿情報を提供します。

とい こじんじょうほう ひろ し ふあん
問 個人情報幅広く知られるのではないかと不安なのですか？

どうい かた めいぼ じょうほう ひなんしえんとう かんけいしゃ ていきょう さい さいがいたいさくきほんほう
同意をされた方の名簿情報を避難支援等関係者に提供するには、災害対策基本法に
もと しゅひ ぎむ か ふひつよう めいぼじょうほう きょうゆう りょう
基づき守秘義務が課されています。また、不必要に名簿情報を共有・利用しないなど、
てきせい じょうほうかんり しゅうち
適正な情報管理をしていただくよう周知しています。

とい どうい ばあい じょうほう ていきょう
問 同意をしない場合、情報は提供されないのですか？

へいじょうじ ひなんしえんとうかんけいしゃ めいぼじょうほう ていきょう どうい ばあい さいがい はっせい
平常時から避難支援等関係者へ名簿情報を提供することに同意しない場合でも、災害が発生
はっせい ばあい ひなんしえんとう じっし ひつよう げんど ひなんしえんとうかんけいしゃ
または発生するおそれがある場合は、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者
めいぼじょうほう ていきょう
に名簿情報を提供することがあります。

とい どういしょ へんそう ばあい
問 同意書を返送しない場合、どうなりますか？

ひなんしえんとうかんけいしゃ めいぼじょうほう ていきょう どうい どうい
避難支援等関係者に名簿情報を提供することはありませんが、同意もしくは同意しない
ほんにん いし まいとし どういしょ そうふ
ことについてご本人の意志がわからないため、毎年、同意書を送付させていただきます。

とい まいとし どうい ひつよう
問 毎年同意をする必要があるのですか？

ひなんこうどうようしえんしゃ めいぼ かん
～避難行動要支援者名簿に関するQ&A～

いちど どうい かた まいとしどうい ひつよう
一度同意された方については、毎年同意をしていただく必要はありません。
ほんにん ほうていだいにん どうい とりけし しんせい かぎ ひなんしえんとうかんけいしゃ めいぼじょうほう
本人や法定代理人などから同意の取消の申請がない限り、避難支援等関係者へ名簿情報
ていきょう じゅうしょ どういしよ きさい ないよう へんこう ばあい ききかんかんり
を提供します。ただし、住所など同意書の記載内容に変更があった場合には、危機管理
しつ れんらく ねが
室まで連絡をお願いします。

とい どういしよ ていしゅつ かくにんしよ とど
問 同意書を提出したあと、確認書が届いたのですが？

どういしよ ていしゅつ かた たい どういしよ ないよう へんこう な かくにん
同意書をご提出いただいた方に対して、同意書の内容に変更が無いかどうかをご確認
いただくため、同意されたかどうかに関わらず、毎年、確認書をお送りしています。
かくにんしよ ないよう へんこう な ていしゅつ ひつよう
確認書は内容に変更が無ければ、ご提出いただく必要はありません。

とい どうい さいがい はつせいじ しえん う
問 同意をしないと、災害発生時に支援を受けられないのですか？

しえん う ひなんしえんとうかんけいしゃ へいじょうじ めいぼ じょうほう
支援を受けられないことはありませんが、避難支援等関係者が平常時から名簿の情報を
ほゆう きんきゅうじ たいおう
保有しておくことで、緊急時に対応しやすくなります。

～今できること②～

おかやまし きょうりよく ねが ひなんしえんとうかんけいしゃ いっしょ
岡山市が協力をお願いしている避難支援等関係者と一緒に
こべつひなんけいかく さくせい
「個別避難計画」を作成しましょう！

■「個別避難計画」とは

さいがいじ だれ も ひなん
災害時に『いつ』『どこへ』『誰と』『どうやって』『なにを持って』避難するかなどを
ぐたいてき き さいがい そな けいかく
具体的に決めておき、災害に備えるための計画です。

■ 計画作成へのご協力のお願い

おかやまし げんざい かくちいき じしゅぼうさいそしき ちゅうしん みんせいいいん じどういいん ふくしかんけいしゃ
岡山市では、現在、各地域の自主防災組織を中心に民生委員・児童委員などの福祉関係者にも
きょうりよく ちいき こべつひなんけいかく さくせい すす
ご協力いただきながら、地域における個別避難計画の作成を進めていただいております。

かいご しょうがふくし りよう かた そうだんしえんせんもんいんとう
また、介護や障害福祉サービスを利用しておられる方で、ケアマネジャーや相談支援専門員等
ふくしじぎょうしゃ かか かた きょうりよく はんい だんかいてき ふくしじぎょうしゃ
の福祉事業者が関わっている方については、ご協力いただける範囲で、段階的に福祉事業者
けいかくさくせい すす
による計画作成を進めています。

けいかく さくせい ひつよう はんい かたがた じたく ほうもん ばあい
計画の作成に必要な範囲でこうした方々がご自宅などへ訪問させていただく場合があります。
さいがい そな けいかくさくせい ひつようせい りかい せつきよくてき きょうりよく ねが
災害へ備えるための計画作成の必要性をご理解いただき、積極的なご協力をお願いします。

とい けいかく じぶん さくせい
問 計画は自分でも作成できますか？

ひなんしえん かとう ひと じぶん さが ばあい さくせい じぶん さくせい
避難支援が可能な人を自分で探すことができる場合には、作成できます。ご自分で作成され
る場合は、同封の「岡山市個別避難計画（自分で作る用）」をご利用ください。作成した計
画書は避難を支援してくれる人に共有しましょう。
また、岡山市にも控えをご提出ください。

でんしんせい ていしゅつ
電子申請でも提出を

う つ
受け付けています。



とい けいかく さくせい たいしょうしゃ だれ
問 計画作成の対象者は誰ですか？

こべつひなんけいかく ひなんこうどう ようしえんしゃ めいぼ けいさい かた さくせい たいしょうしゃ
個別避難計画は、避難行動要支援者名簿に掲載されている方が作成の対象者です。
岡山市では、川の氾濫などによる浸水や土砂災害等の災害リスクが高い地域にお住まい
の方から優先的に計画作成を進めることとしています。

とい さくせい けいかくしょ だれ も
問 作成した計画書は誰が持つておくのですか？

けいかくしょ さいがいじ そな へいじょうじ ほんにん かぞく さくせい かんよ ちょうないかい じしゅ
計画書は、災害時に備えて、平常時から本人や家族のほか、作成に関与した町内会や自主
防災組織、民生委員・児童委員、福祉事業者など避難を支援してくれる人の内、本人が同意
した範囲内で共有しましょう。また、岡山市にも控えを提出してもらっています。

とい けいかく さくせい さいがいはっせいじ かなら たす
問 計画を作成したら災害発生時に必ず助けてもらえるのですか？

こべつひなんけいかく けいかく もと ひなんしえん かなら おこな ほしょう
個別避難計画は、計画に基づく避難支援が必ず行われることを保証するものではありません。
災害時には避難を支援してくれる人の不在や被災等、避難支援を行えない可能性があります。

とい ひなん しえん ひと せきにん と ぎむ お
問 避難の支援をする人は責任を問われたり、義務を負うことがありますか？

ひなん しえん ねが じしん あんぜん かくほ はんい
避難を支援してくれる人をお願いするのは、あくまでもご自身の安全が確保できる範囲での
支援です。決して避難の支援をする人が責任を問われたり、義務を負うものではありません。

～今できること③～

さいがいじ ひなん かくにん
災害時の避難のポイントを確認し、
さいがい そな みなお
災害への備えを見直してみましよう！

おかやまし ぼうさい かつよう さいがい そな み なお
◆岡山市防災マニュアルを活用して、災害への備えを見直してみましよう

おかやまし さいがいじ と こうどう かてい そな
岡山市では、災害時に取るべき行動や家庭における備えについて、
わ せつめい おかやましぼうさい しょうさいばんだい はん
分かりやすく説明する「岡山市防災マニュアル（詳細版第7版）」
さくせい
を作成しています。

おかやまし ききかんりしつ かくくやくしょ ししょ ちいき こうみんかん
岡山市危機管理室や各区役所、支所、地域センター、公民館などで
はいふ おかやまし こうかい
配布しているほか、岡山市ホームページにてデータを公開しています。



◆避難のタイミングを知り、早めの避難を心がけましょう

さいがい さ せま ひなん ひつよう ばあい おかやまし ひなんじょうほう はつれい
災害が差し迫り、避難が必要になった場合、岡山市から避難情報を発令します。

警戒レベル	新たな避難情報等	
5	災害発生又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~		
4	災害のおそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2
3	災害のおそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3
2	気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	今後気象状況悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)

## 「警戒レベル4 避難指示」

きけん ばしょ  
で危険な場所から  
ぜんいんひなん  
全員避難しましょう！

ひなん じかん こうれいしゃ  
**避難に時間がかかる高齢者や**  
しょうがい ひと しえん ひと  
**障害のある人、その支援をする人などは**

## 「警戒レベル3 高齢者等避難」

きけん ばしょ  
で危険な場所から  
はや ひなん かいし  
早めに避難を開始しましょう！

# ◆ハザードマップを確認しておきましょう

- ハザードマップとは、ある災害が発生した時に、危険と思われる箇所や災害時の避難場所などを地図にまとめたものです。
- ハザードマップで、地域の災害リスク（想定される浸水の深さ、土砂災害警戒区域など）や避難場所などを確認しておきましょう。
- 岡山市危機管理室、区役所、支所、地域センター、公民館で配布しています。



※ハザードマップのイメージ

## <岡山市WEB版ハザードマップ>

スマートフォンやタブレットでもハザードマップを確認できます。

◇岡山市内全域の災害リスクを手軽に見ることができます。

◇位置情報で周辺の避難所までのルートや開設状況を表示します。

こちらから  
アクセスできます↓



# ◆防災情報を入手しましょう

## ●テレビ

- NHKデータ放送からリモコンの「d」ボタンを押すとみられる画面で、リアルタイムに情報を入手することができます。

## ●岡山市防災メール

- 気象情報や避難の情報などをメール配信するサービスで、どなたでも登録できます。



ぼうさい とうろく  
防災メールの登録は  
← こちらから空メール  
おく  
を送ってください。

## ●ラジオ

- 乾電池などで動くラジオを用意しておく、インターネットが繋がらないときや、停電のときでも情報を入手することができます。